

2. LR 建築物の環境負荷低減性

CASBEE-建築(新築) 評価マニュアル(2021年SDGs対応版) 追補版をご参照ください

LR1 エネルギー

エネルギー消費を低減させる対策を検討する場合、設備システムへの投入エネルギーをいかに減らすか工夫すること、そして、その設備システムが果たすべき目的をより小さな出力で達成できるよう工夫すること、これらの双方を同時に考えることが重要である。そこで、LR1の評価ではまず、「1.建物外皮の熱負荷抑制」と「2.自然エネルギー利用」といった投入エネルギーを減らすパッシブな工夫について、その効果を十分に引き出しているかを評価する。次いで、パッシブな工夫に整合するよう計画された設備システムや運用方法などのアクティブな工夫について「3.設備システムの高効率化」と「4.効率的運用」で評価する。

2013年の「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」(以下、省エネ法)の改正においては、外皮性能を示すペリメータゾーンの年間熱負荷係数がPALからPAL*に変更され、BPI¹²を指標とした基準適合の判断が可能になった。また、建築設備に係わるエネルギーの効率的利用性能を示すCECについても一次エネルギー消費量に変更され、BEI¹³を指標とした基準適合の判断が可能となった。同時に、簡易な評価法としてモデル建物法が開発され、BPI_m¹⁴およびBEI_m¹⁵を指標とした、外皮性能と一次エネルギー消費量の基準適合の判断が可能となった。

さらに、2015年には「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(以下、建築物省エネ法)が公布され、2016年の施行では建築物のエネルギー消費性能の表示の努力が法的に位置づけられることになったほか、2017年の施行ではエネルギー消費性能基準への適合義務が課せられる予定となっている。

そこで、「1.建物外皮の熱負荷抑制」と「3.設備システムの高効率化」の評価については、建築物省エネ法の評価方法に準拠し、外皮性能の指標であるBPI、一次エネルギー消費量の指標であるBEI、及びそれらのモデル建物法における指標である、BPI_m、BEI_mによって評価するものとした。

<2014年版からの変更点>

CASBEE-建築(新築)2014年版では、当時の省エネ基準における考え方に従い、モデル建物法の基準であるBPI_mやBEI_mの評価は、延床面積5,000m²以下の場合にのみ適用できるという制限を設けていた。しかし、2016年4月に施行された建築物省エネ法では、上記の面積要件が廃止されたため、2016年版ではBPI_m及びBEI_mを適用できる面積要件を撤廃し、またレベル5を取得可能にするなどの変更を行った。

なお、2017年3月までは、従来の省エネ基準(平成25年基準)により行政庁への届出を行うことが可能であるが、2016年版は従来の方法には対応していないため、平成25年基準でのBPIやBEI等を用いる場合には、2014年版を使用する必要がある。

<評価に用いることができる計算支援プログラムの例>

「1.建物外皮の熱負荷抑制」と「3.設備システムの高効率化」では、関連法規に準じ、「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書」などからBPIやBEI等の数値を参照して評価を行うことができるが、上述のように2016年版では、平成25年基準に基づくBPIやBEI等の数値を用いることができないため、計算支援プログラムの種類やバージョンに注意を要する。

計算支援プログラムのうち「エネルギー消費性能計算プログラム」(通称: Webプログラム)については、Ver.2以降が建築物省エネ法に準拠しており、それによって出力されたBPIやBEIを用いる必要がある。

Webプログラムの内容や使用方法については、独立研究開発法人建築研究所のウェブサイト¹⁶に詳細が掲載されているので、参照のこと(<http://www.kenken.go.jp/becc/index.html>)。

¹² BPI: Building PAL Index の略。年間熱負荷係数 PAL*の設計値をその基準値で除した値。

¹³ BEI: Building Energy Index の略。一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く)の設計値をその基準値で除した値。

¹⁴ BPI_m: BPI for Model Building Method の略。モデル建物法によって算出した BPI 値。「モデル建物法」を意味する「m」が付いている。

¹⁵ BEI_m: BEI for Model Building Method の略。モデル建物法によって算出した BEI 値。「モデル建物法」を意味する「m」が付いている。

建築物省エネ法においては、国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法として、技術の開発・進展に伴う知見や実績の蓄積等に応じて、順次、評価方法を示していく予定である。現時点では、国土交通省による技術的助言(平成28年4月1日、国住建環第1号、国住指第10号)により、建築物総合エネルギーシミュレーションツール「BEST 省エネツール(誘導基準認定ツール)」が、同法における誘導基準の適合判断のための方法として認められており、CASBEEでは同ツールによるBEIについても評価に利用できるものとする。

なお、誘導基準認定のための行政庁等への申請については、行政庁等の審査体制が整い次第、順次同ツールが利用できるようになる予定である。

「BEST 省エネツール(誘導基準認定ツール)」の内容や使用方法については、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構のウェブサイト(下記)を参照のこと。

(<http://www.ibec.or.jp/best/eco/index.html>)

<非住宅系用途>

	計算支援プログラム例	出力される値
1. 建物外皮の熱負荷抑制	エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.2以降	・BPI
	モデル建物法入力支援ツールVer.2以降	・BPI _m
3. 設備システムの高効率化	エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) Ver.2以降	・BEI
	モデル建物法入力支援ツールVer.2以降	・BEI _m

<住宅系用途>

	計算支援プログラム例	出力される値
1. 建物外皮の熱負荷抑制	住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム Ver.2以降	・U _A 値および η_{AC} 値
3. 設備システムの高効率化	エネルギー消費性能計算プログラム(住宅版) Ver.2以降	・BEI

<工場の評価について>

工場の評価は、原則として建築物省エネ法の考え方に従って評価する。建築物省エネ法では工場用途のBPIやBEI等については、計算対象となる場合と対象外となる場合があるので注意を要する。

以下に工場用途の評価において注意を要する点を列記する。

- ・ 建築物省エネ法では、工場用途に該当する建築物のうち、生産エリアは計算対象としていない。CASBEEにおいてもこれに従い、工場の生産エリア部分のBPIとBEI等については評価対象外とする。
- ・ 工場の中の事務室部分や会議室等の生産エリア以外に該当する部分については、建築物省エネ法と同様に評価対象とし、この部分を対象に計算されたBPIやBEI等の値によって評価を行う。
- ・ 建築物省エネ法において工場用途とされる倉庫や屋外駐車場又は駐輪場は、照明設備が計算対象となる。CASBEEにおいてもこれらが計算対象となる場合には、建築物省エネ法と同様に評価対象とし、この部分を対象に計算されたBEI等の値によって評価を行う。
- ・ 建築物省エネ法上において、BPIとBEIの計算対象となる部分が無く、CASBEEにおいて「1.建物外皮の熱負荷抑制」と「3.設備システムの高効率化」の両方とも対象外となる場合には、省エネ対策が必要となる部分が無いものとみなし、「2.自然エネルギー利用」及び「4.効率的運用」のいずれも対象外とする。つまり、このようなケースの場合、LR1エネルギーは全項目とも対象外となる。

なお、2014年版までは、工場の場合、「1.建物外皮の熱負荷抑制」は評価対象外だったが、2016年版では、上述のように評価を行う必要がある場合があるので注意すること。

CASBEE-建築(新築) 評価マニュアル (2021年SDGs対応版) 追補版をご参照ください

1. 建物外皮の熱負荷抑制

□適用

事・学・物・飲・会・病・木・工・住

非住宅用途においてはペリメータゾーンの熱負荷の低減度合いについて、BPIまたはBPI_mを指標に評価を行う。住宅用途においては、断熱等性能等級に準じて評価を行う。

! 適用条件

非住宅用途で、BPI等を算出しない場合はレベル1と評価する。

用途	事・学・物・飲・会・病・木・工	
	1~7 地域	8 地域
レベル 1	[BPI] [BPI _m] ≥ 1.03	[BPI] [BPI _m] ≥ 1.03
レベル 2	[BPI] [BPI _m] = 1.00	[BPI] [BPI _m] = 1.00
レベル 3	[BPI] [BPI _m] = 0.97	[BPI] [BPI _m] = 0.97
レベル 4	[BPI] [BPI _m] = 0.90	[BPI] [BPI _m] = 0.93
レベル 5	[BPI] [BPI _m] ≤ 0.80	[BPI] [BPI _m] ≤ 0.85
注)各レベル間は 小数点一桁までの 直線補完で評価する。		注)各レベル間は 小数点一桁までの 直線補完で評価する。
用途	住	
レベル 1	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 1 相当である。	
レベル 2	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 2 相当である。	
レベル 3	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 3 相当である。	
レベル 4	日本住宅性能表示基準「5-1 断熱等性能等級」における等級 4 相当である。	
レベル 5	レベル 4 を超える水準の断熱性能を満たす。	

□解説

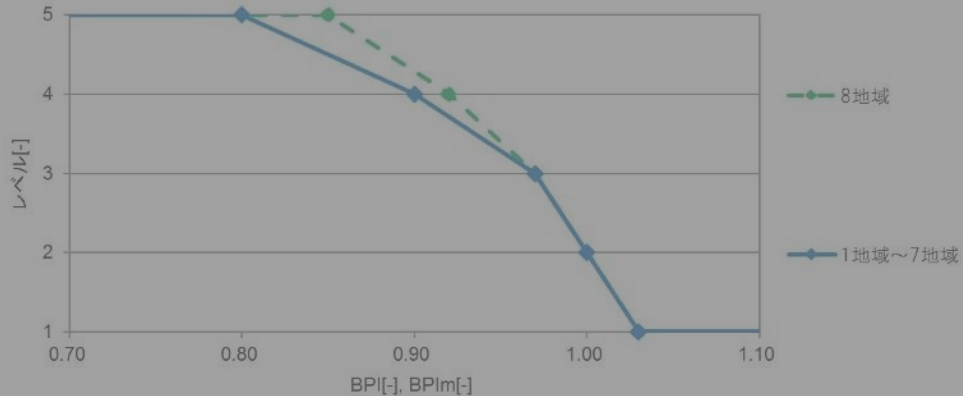
日射や室内外の温度差による熱取得・熱損失の低減など、冷暖房の使用エネルギー量を削減することを目的として採用された熱負荷抑制に対する取組みについて評価する。非住宅建築物については、建築物省エネ法におけるBPIまたはBPI_mの値によって評価する。住宅については、日本住宅性能表示基準の「5-1断熱等性能等級」の相当する等級に基づき評価を行う。

なお、一般的に建物の外皮の熱負荷を抑制するための取組みは、以下のようなものが挙げられる。

- ① 建物形状、コア配置等における熱負荷を低減する建物配置計画上の工夫
- ② 外壁、屋根等において断熱性の高い工法・資材等の採用レベル
- ③ 窓部における、夏期と冬期の季節による太陽高さの変動などを考慮した、日射遮蔽のためのルーバー、庇等の採用レベル
- ④ 窓部における省エネルギー性の高い複層ガラス、エアフローウィンドウ、ダブルスキン等の採用

1) 非住宅用途(事・学・物・飲・会・病・木・工)の評価について

建築物省エネ法におけるBPIまたはBPI_mを指標に評価を行う。BPI等については、建築物省エネ法における性能向上計画認定や性能表示等を行わない場合には、BPI等を算定する必要がないケースがあるが、本項目では前述の計算支援プログラム等によって、BPI等を算出し評価することを原則とする。BPI等を算出しない場合は、誘導基準BPI=1.00に達していないとみなしてレベル1と評価する。工場などの場合で、BPI等を算出するべき部分が全く無い場合には、評価対象外とする。なお、従来の省エネ基準(平成25年基準)によるBPIとBPI_mは、適用できないので注意すること。評価結果は、BPIまたはBPI_mの値に従い、小数点一桁までの直線補間で評価される(図5参照)。

図5 [BPI][BPI_m]を用いた場合のレベル評価

2) 住宅用途(住)の評価について

住宅の品質確保の促進等に関する法律(品確法)における日本住宅性能表示基準の評価方法基準「5-1 断熱等性能等級」に準拠し、相当する等級に基づき評価を行う。なお、評価方法基準における防露対策については評価に含める必要はない。

レベル1～4については、地域区分(1～8地域)ごとに定められた以下のAまたはBのいずれかの基準で評価する。具体的な基準値および算出方法については、日本性能表示基準の評価方法基準を参照のこと。

- A: 外皮平均熱貫流率(U_A)基準および冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC})基準^{t6}
- B: 外皮の断熱性能等に関する基準および開口部の断熱性能等に関する基準^{t7}

レベル5については、「共同住宅における全住戸平均外皮性能値」の低炭素建築物認定基準を用いる場合の外皮性能適用条件^{t8}を満たすものとする。

3) 複合用途の評価について

住宅用途において、各住戸の相当する等級が異なる場合には、住戸毎に評価を行い、算定されたレベルを住戸数で加重平均し、四捨五入で最も近いレベルを選択する。ただし、レベル5については、住棟全体の全住戸平均外皮性能値に基づき評価するため、加重平均を行う必要はない。

非住宅用途と住宅用途の複合用途については、各用途で算定されたレベルを、それぞれの床面積で加重平均し建物全体のレベルを得る(この場合、評価ソフトで自動的に計算されるため、評価者が加重平均計算を行う必要はない)。

■参考1: 日本住宅性能表示基準「5-1断熱等性能等級」

断熱等性能等級	外壁、窓等を通しての熱の損失の防止を図るための断熱化等による対策の程度
等級4	熱損失の大きな削減のための対策(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)に定める建築物エネルギー消費性能基準に相当する程度)が講じられている。
等級3	熱損失の一定程度の削減のための対策が講じられている。
等級2	熱損失の小さな削減のための対策が講じられている。
等級1	その他

^{t6} 「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」(平成28年経済産業省令 国土交通省令第1号)

^{t7} 「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年国土交通省告示第266号)

^{t8} 共同住宅における一次エネルギー消費量計算方法について(H25 建築研究所)

http://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/Kyodojyutaku_130903_HeikinGaihiSeinou.pdf

2. 自然エネルギー利用

事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住

自然エネルギーの利用形態には、屋光利用など、直接、エネルギーとして利用するものと、電気や熱に変換して利用するものがある。本項目では、自然エネルギーを直接利用する取組みだけを評価対象とする。なお、変換利用については、各設備のエネルギー消費を削減する対策として「3.設備システムの高効率化」において評価されているため、本項目では評価対象としない(下表参照)。

利用形態	定義	備考
自然エネルギーの直接利用	屋光利用、自然通風、自然換気など自然エネルギーを機械力を用いることなく、直接、エネルギーとして利用するもの。	「2.自然エネルギー利用」で評価
自然エネルギーの変換利用	太陽光発電や太陽熱利用など、自然エネルギーを一部、機械力を用いて、電力や温水、冷水等に変換した後に、エネルギーとして利用するもの	「3.設備システムの高効率化」で評価

用 途	事・学(大学等)・物・飲・会・病・ホ・工	住・学(小中高)
レベル 1	(該当するレベルなし)	(該当するレベルなし)
レベル 2	(該当するレベルなし)	レベル 3 に対する、採光・通風が行えない。
レベル 3	評価する取組みのうち、何れの手法も採用していない。または、何れかの手法が採用されているが、有効性は検討されていない。	教室・集合住宅の専有部分のほぼ全体(80%以上)が、外皮等に 2 方向面しており、有効な採光・通風が確保されている。
レベル 4	評価する取組みのうち、何れかの手法が有効性を検討した上で採用されている(ただし、モニュメントの計画を除く)。	上記の他、換気ボイドなど、効果を促進させる建築的工夫がなされ、その影響範囲が、建物の過半(50%以上)に及ぶもの。
レベル 5	レベル 4 に加え、利用量が 15MJ/m ² ・年以上となる場合。	上記の工夫が、建物の大半(80%以上)に及ぶもの。

評価する取組み

NO.	取組み
1	採光利用:照明設備に代わり、太陽光を利用した、自然採光システムが計画されていること。(例)ライトシェルフ、トップライト、ハイスайдライト ¹⁹ など。
2	通風利用:空調設備に代わり、冷房負荷低減に有効な自然通風・自然換気システムが計画されている事。(例)自動ダンパや手動の開閉口または開閉窓(運用管理方法を計画したもの)、ナイトパージ、アトリウムと連携した換気システム、換気塔ソーラーチムニーなど。
3	地熱利用:熱源や空調設備に代わり、冷暖房負荷低減に有効な地熱利用システムが計画されていること。(例)クール & ヒートチューブ・ピットなど。
4	その他:その他、自然を活用した有効なシステムが計画されていること。

□解 説

自然エネルギーを直接利用する取組みについて、評価する取組みに記載されている手法の導入の有無、及び導入規模による定性評価とし、住・学(小中学校)を除くレベル5のみ、年間一次エネルギー消費量相当の単位床面積当りの利用量の大きさによる定量評価とする。

住・学(小中高)を除く建築物においては、建築物の用途、規模及び周辺地域の状況に応じて、採光や通

¹⁹ 自然光利用のために計画的に設置した窓で、天井近く高い位置の壁面に設けられたもの。

風などの自然エネルギーをそのまま利用する取組みを評価対象とする。モニメントといった局所的な採用については、実質的な省エネルギー効果にはつながらないことからレベル3と位置付け、実質的な省エネルギー効果が期待できる取組みをレベル4、5と位置付けている。

〔注〕学(小中高)における自然エネルギーの直接利用に関する評価は、主に住戸の専有部分や教室等における取組みをその評価対象とする。もともとこれらの建物では自然採光や自然通風といった基本的な省エネルギー手法を行っている例が多いため、これら住戸の専有部分や教室等の大半で、二面採光、二面通風に関する取組みを行っている場合をレベル3に設定した。更に、建物配置や建物形態を生かした通風・採光への取組みが期待できることから、これらに関する取組みをレベル4、5と位置付けている。

■参 考

レベル5の評価に必要な自然エネルギー利用の定量評価の事例を以下に示す。

自然採光の利用量 ライトシェルフの導入事例
①建物概要 建物用途：集会所 延床面積：10,000m² ライトシェルフ導入面積：1,000m² ②計算条件 ・汎用シミュレーション等より、晴天時の日中に床面照度200lx(6W/m²)以上が確保可能であることを確認 ・有効時間は5h、有効日数は245日/年 ・晴天率を60%と仮定 ③自然エネルギー利用量の算出 ・年間直接利用量の計算 $1,000[\text{m}^2] \times 0.006[\text{kW}/\text{m}^2] \times 9.76[\text{MJ}/\text{kWh}]^{※1} \times 5[\text{h}] \times 245[\text{日}/\text{年}] \times 60[\%] \div 43.0[\text{GJ}/\text{年}]$ ・自然エネルギー利用量の計算 $43.0[\text{GJ}/\text{年}] \div 10,000[\text{延床m}^2] \div 4.3[\text{MJ}/\text{m}^2\text{年}]$

自然通風の利用量 自然換気システムの導入事例
①建物概要 建物用途：事務所 延床面積：5,000m²(内、自然換気を導入した面積：1,000m²) ②計算条件 ・自然換気対象室の在室人数：100人、一人あたりの熱負荷：55W/人(顕熱分) ・自然換気時の照明消費電力：12W/m²、自然換気時のコンセント消費電力：3.0W/m² ・熱源の月平均システムCOP(1次)を1.0と仮定 ・空調ファン定格消費電力：11.0kW、台数：2台、空調ファンVAV制御平均風量比：60%、 ・年間熱負荷計算より自然換気有効期間が中間期(4～6月、10～11月、日中10h)であることを確認 ・晴天率等を加味し有効期間を50%に設定 ③自然エネルギー利用量の算出 ・年間直接利用量の計算 $\text{熱負荷} : 100[\text{人}] \times 0.055[\text{kW}/\text{人}] + (0.012[\text{kW}/\text{m}^2] + 0.003[\text{kW}/\text{m}^2]) \times 1,000[\text{m}^2] \div 20.5[\text{kW}]$ $\text{熱源代替分} : 20.5[\text{kW}] \times 3.6[\text{MJ}/\text{kW}] \div 1.0[-] \times 152[\text{日}/\text{年}] \times 10[\text{h}] \times 50[\%] \div 56.1[\text{GJ}/\text{年}]$ $\text{空調代替分} : 11.0[\text{kW}] \times 2[\text{台}] \times 60[\%] \times 9.76[\text{MJ}/\text{kWh}]^{※1} \times 152[\text{日}/\text{年}] \times 10[\text{h}] \times 50[\%] \div 97.9[\text{GJ}/\text{年}]$ ・自然エネルギー利用量の計算 $154.0[\text{GJ}/\text{年}] \div 5,000[\text{延床m}^2] \div 30.8[\text{MJ}/\text{m}^2\text{年}]$

※1：一次エネルギー換算値は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項」(平成28年国土交通省告示第265号)より、全日平均の9.76MJ/kWhと設定した。

CASBEE-建築(新築)評価マニュアル(2021年SDGs対応版)追補版をご参照ください

3. 設備システムの高効率化

事・学・物・飲・会・病・木・工・住

一次エネルギー消費量の低減度合いについて、BEIまたはBEImを指標に評価を行う。採点基準は建築物省エネ法におけるエネルギー消費性能の表示制度の一つに位置づけられるBELSの星による5段階のマークに準じて設定している。

用途①	事・学・工	備考 (BELS の星と関連する基準)
レベル 1	[BEI][BEIm] ≥ 1.10	☆
レベル 2	[BEI][BEIm] = 1.00	☆☆
レベル 3	[BEI][BEIm] = 0.80	☆☆☆
レベル 4	[BEI][BEIm] = 0.70	☆☆☆☆
レベル 5	[BEI][BEIm] ≤ 0.60	☆☆☆☆☆
用途②	物・飲・会・病・木	備考 (BELS の星と関連する基準)
レベル 1	[BEI][BEIm] ≥ 1.10	☆
レベル 2	[BEI][BEIm] = 1.00	☆☆
レベル 3	[BEI][BEIm] = 0.80	☆☆☆
レベル 4	[BEI][BEIm] = 0.75	☆☆☆☆
レベル 5	[BEI][BEIm] ≤ 0.70	☆☆☆☆☆
用途③	住	備考 (BELS の星と関連する基準)
レベル 1	[BEI] ≥ 1.20	—
レベル 2	[BEI] = 1.10	☆
レベル 3	[BEI] = 1.00	☆☆
レベル 4	[BEI] = 0.90	☆☆☆
レベル 5	[BEI] ≤ 0.85	☆☆☆☆
用途④	用途①～③の複合用途建築物※1	
レベル 1	[BEI][BEIm] ≥ (A _① ×1.10 + A _② ×1.10 + A _③ ×1.20) ÷ ΣA	
レベル 2	[BEI][BEIm] = (A _① ×1.00 + A _② ×1.00 + A _③ ×1.10) ÷ ΣA	
レベル 3	[BEI][BEIm] = (A _① ×0.80 + A _② ×0.80 + A _③ ×1.00) ÷ ΣA	
レベル 4	[BEI][BEIm] = (A _① ×0.70 + A _② ×0.75 + A _③ ×0.90) ÷ ΣA	
レベル 5	[BEI][BEIm] ≤ (A _① ×0.60 + A _② ×0.70 + A _③ ×0.85) ÷ ΣA	

※1: 複合用途建築物の採点基準の計算における記号
A①=用途①(事・学・工)の床面積、A②=用途②(物・飲・会・病・木)の床面積、A③=用途③(住)の床面積、
ΣA=建築物全体の床面積

□解説

建築物が運用時に消費するエネルギーの削減率を評価対象とし、建築物省エネ法に基づくBEIまたはBEImの値によって評価する。

1) 非住宅用途(事・学・物・飲・会・病・木・工)の評価について
建築物省エネ法に準拠し、BEIまたはBEImの値に従い評価する。採点基準は、学・事・工用途(用途①)と、物・飲・会・病・木用途(用途②)、住用途(用途③)でそれぞれ異なるため注意のこと。
評価基準の各レベル間は、BEIまたはBEImの値により、小数点一桁までの直線補間で評価する(図6参照)。

なお、2016年版では建築物省エネ法に準拠し、「その他の一次エネルギー消費量」を除いたBEI等により評価を行うため、「その他の一次エネルギー消費量」を含むBEIで評価していた2014年版の評価基準から変更を行った。また、2016年版ではBELSの星による5段階のマークに準じて設定したため、2014年版でレベル5と設定したBEI=0.7を、2016年版ではBEI=0.6(用途により0.7)に変更した。併せて、昨今の非住宅建築物における省エネルギー基準適合率を鑑みて、2014年版ではレベル3を省エネルギー基準相当のBEI=1.0と設定していたが、2016年版ではレベル2をエネルギー消費性能基準相当のBEI=1.0に変更した。

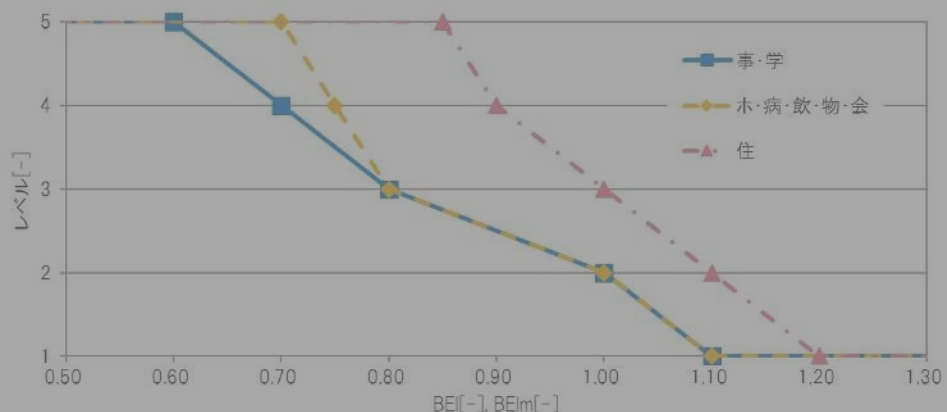


図6 [BEI][BEIm]を用いた場合のレベル評価

2) 住宅用途(住)の評価について

集合住宅の建物全体(全住戸の合計+共用部分)のBEIの値により評価する。各レベル間は、非住宅用途と同様に、BEIの値により、小数点一桁までの直線補間で評価する。

また、集合住宅については、建築物省エネ法により、専有部分の設備システムについてBEIによらず、建物の断熱性能等に関する仕様により評価する方法(住宅仕様基準)が認められており、その方法で評価した場合には、下記のようにレベル1またはレベル3として評価する。

レベル3:「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」を満たす。

レベル1:レベル3を満たさない。

ここで、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」とは、「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準」(平成28年国土交通省告示266号)(住宅仕様基準)を指し、レベル3については、住宅仕様基準における「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」および「一次エネルギー消費量に関する基準」の双方を満たす場合を指す。

なお、2014年版では、専有部分と共用部分の採点基準を分け、共用部分については非住宅部分と同様の採点基準で評価するものとしていたが、2016年版では建物全体(全住戸合計+共用部分)のBEIまたはBEImで評価することとした。また、2014年版ではレベル4を省エネルギー基準相当(BEI=1.0)と設定していたが、2016年版ではレベル3をエネルギー消費性能基準相当(BEI=1.0)と変更した。さらに、レベル4については建築物省エネ法の誘導基準相当(BEI=0.90)、レベル5については住宅事業建築主基準相当(BEI=0.85)に設定した。

3) 複合用途の評価について

学・事・工用途(用途①)と、物・飲・会・病・ホ用途(用途②)、住用途(用途③)が混在する複合用途建築物の場合、レベルの採点基準となるBEIまたはBEImの値が異なる。そこで、用途①と、用途②、用途③の床面積をそれぞれ A_1 、 A_2 、 A_3 とし、各用途のレベル1～5の判断基準値を A_1 、 A_2 、 A_3 の床面積で加重

平均することで、建物全体のレベル1～5の採点基準値を設定する評価方法を定めた。
なお、この加重平均の計算は、評価ソフトで自動的に行われるので評価者自身が計算する必要はない。

■ 参考

採点基準の参考としたBELSの星による5段階の表示では、建物用途によって削減率の達成し易さが異なることを理由に、非住宅2種類と住宅の3用途に分類した上で、それぞれ下図のように水準を設定している。このうち住宅については、BELSの星による5段階表示とCASBEEのレベル1～5の基準が一部異なった設定となっている。

BELS における星の数	非住宅系用途 1 ・事務所等 ・学校等 ・工場等	非住宅系用途 2 ・ホテル等 ・病院等 ・百貨店等 ・飲食店等 ・集会所等	住宅
☆ (既存のエネルギー消費性能省エネ基準)	1.1	1.1	1.1
☆☆ (エネルギー消費性能基準)	1.0	1.0	1.0
☆☆☆ (誘導基準)	0.8	0.8	0.9
☆☆☆☆	0.7	0.75	0.85
☆☆☆☆☆	0.6	0.7	0.8

複合用途建築物の場合、BELSでは次の式に示す一次エネルギー消費量の加重平均にて星の数を定めている。

＜BELSにおける複合用途建築物の星毎の基準一次エネルギー消費量算出方法＞^{注)}

☆☆ 二つ星基準一次エネルギー消費量 $E_{☆2} = E_① \times 1.00 + E_② \times 1.00 + E_③ \times 1.00$
☆☆☆ 三つ星基準一次エネルギー消費量 $E_{☆3} = E_① \times 0.80 + E_② \times 0.80 + E_③ \times 0.90$
☆☆☆☆ 四つ星基準一次エネルギー消費量 $E_{☆4} = E_① \times 0.70 + E_② \times 0.75 + E_③ \times 0.85$
☆☆☆☆☆ 五つ星基準一次エネルギー消費量 $E_{☆5} = E_① \times 0.60 + E_② \times 0.70 + E_③ \times 0.80$

注)記号説明
E_①=用途①(事・学・工)の基準一次エネルギー消費量
E_②=用途②(ホ・病・百・飲・集)の基準一次エネルギー消費量
E_③=用途③(住)の基準一次エネルギー消費量

現在のWebプログラムなどの計算支援プログラムでは、上記用途ごとの一次エネルギー消費量が表示されず建物全体のBEIまたはBEImのみ表示されるため、BELSのように一次エネルギー消費量によって加重平均を行うことが困難である。そこでCASBEEでは、前述のように床面積による加重平均で建物全体の評価を行うこととした。
このため、複合用途建築物や住宅用途を評価する場合には、BELSの星の数と異なる場合があるので注意を要する。

4. 効率的運用

4.1 モニタリング

事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住

用 途	事・学・物・飲・会・病・ホ・工
レベル 1	(該当するレベルなし)
レベル 2	(該当するレベルなし)
レベル 3	建物で消費される各種エネルギー消費量を年間に渡って把握し、消費原単位等 ^{※1} を用いてのベンチマーク比較が行なえること。
レベル 4	レベル 3に加え、主要な用途別エネルギー消費の内訳を把握して ^{※2} 、消費特性の傾向把握・分析を行い、妥当性が確認できること。
レベル 5	レベル 4に加え、主要な設備システムに関しては、システム効率 ^{※3} の評価を行うことにより、システムの性能の評価が行えること。
用 途	住
レベル 1	(該当するレベルなし)
レベル 2	(該当するレベルなし)
レベル 3	取組みなし。
レベル 4	エネルギー消費に関する表示機器、負荷低減装置等を採用している。
レベル 5	エネルギーを管理する仕組みがあり、それにより消費エネルギーの削減可能である取組みがなされている。

□解 説

住以外では、建物の運用段階において消費されるエネルギー消費量を継続的に把握して、より効率的な運用に繋げるための計測・計量システム構築に対する取組みを評価する。

レベル3～5の判断に関する評価基準中の注記(※1、※2、※3)については、以下に示す通りである。

※1: 統計データ等による建物用途別の床面積当りの年間一次エネルギー消費量

※2: 概ね、エネルギー消費全体の半分以上の用途構成の把握が可能なモニタリングが計画されていること。年間一次エネルギー消費量の内訳。熱源、空調動力、照明・コンセント、給湯など、年間一次エネルギー消費量の内訳比率の大きな項目を含むもの。

※3: 概ね、表1に示す中から4種類以上の効率評価を行えること(空調や照明、換気など系統数が多い場合は、代表系統での評価から全体の推定を行なうことも可)。特に、熱源システムにおけるCOPやシステムCOP(補機含)、ポンプ搬送におけるWTF、空気搬送におけるATF、各種省エネ手法導入効果の比較ができること。

地域冷暖房を導入している場合は、熱源システムCOPが明確になっていると評価できるため、効率評価を行っているものとしてよい。また、機器等に付随した制御用センサーのデータを用いた効率評価も可とする。

表1 効率評価の事例

設備項目	評価項目	評価概要
1	熱源設備	熱源機 COP 評価
		熱源システム COP 評価
		熱媒搬送 WTF
2	空調設備	空調機搬送 ATF
		全熱交換器効果
		外気冷房効果
		ビル用マルチ COP 評価
3	換気設備	変風量制御の評価
4	照明設備	各種制御の評価
5	給湯設備	熱源機 COP 評価
		熱源システム COP 評価
		熱媒搬送 WTF
6	昇降機	各種管制運転効果
7	その他	太陽光発電設備評価
		蓄熱槽評価
		CGS 評価
		各種連携制御
		その他

住では、レベル4と評価するには、以下の a～c のいずれかの対策がなされている場合とする。

- a: 電力、ガス、水道など、いずれかの消費量の表示機能のある機器を採用している場合（消費量はエネルギー量、エネルギーコスト等の形式を問わない）。
- b: 機器に付随せず、コンセントやガス栓等の端末に設置することにより、電力やガスの消費量の表示機能のある装置を導入している場合。
- c: 電力消費機器の使用状況に応じ、分岐回路を遮断する機能を有する分電盤（ピークカット機能付き分電盤）を採用している場合。

住でレベル5と評価するには、住戸のエネルギー消費量に関する情報について、住戸所有者又は入居者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測・蓄積し、表示が可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するようなHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）を設定している場合とする。なお、HEMSは低炭素建築物認定基準の水準に準拠すること（参考参照）。

■参考：HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の水準

次の①から⑤までのすべてに該当すること。

- ① 住戸全体に加え、分岐回路単位、部屋単位、機器単位、発電量、蓄電量・放電量のいずれかにについて、電力使用量のデータを取得し、その計測または取得の間隔が30分以内であること。
- ② 住戸内において、電力使用量の計測データを表示することができること。
- ③ HEMS機器により測定したデータの保存期間が、次のいずれかであること。
 - (ア) 表示する電力使用量の所定時間単位が1時間以内の場合は、1ヶ月以上
 - (イ) 表示する電力使用量の所定時間単位が1日以内の場合は、13か月以上
- ④ ECHONET Liteによる電力使用の調整機能（自動制御や遠隔制御等、電力使用を調整するための制御機能）を有すること。
- ⑤ 総住戸の半数以上においてHEMSを設置していること。

（出典）低炭素建築物認定マニュアル（一般社団法人住宅性能評価・表示協会、一般社団法人日本サステナブル建築協会）

4.2 運用管理体制

事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住

用途	事・学・物・飲・会・病・ホ・工
レベル1	運用管理体制の計画を行っていない。
レベル2	運用管理の組織、体制、管理方針が計画されている。
レベル3	レベル2に加えて、運用管理体制が組織化され、責任者が指名されている。
レベル4	レベル3に加えて年間エネルギー消費量の計算に基づく、建物全体のエネルギー消費量の目標値が計画され、建築主に提出されている。
レベル5	レベル4に加えて、運用時の定期的な設備性能検証、不具合は正等の具体的な実施方針が計画されている(コミッショニング)。
用途	住
レベル1	取組みなし。
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	設備毎の取扱説明書が居住者に手渡されている。
レベル4	レベル3に加え、省エネに関する住まい方について一般的な説明がすまい手になされている。
レベル5	レベル3に加え、当該住宅に採用された設備や仕様に関して、個別の建物・生活スタイルごとに対応した適切な説明がすまい手になされている。

□解 説

建物の運用時におけるエネルギーに関する運用管理体制の有無やその内容について評価する。

住以外については、設計者がどれだけ建築主側に、環境負荷の削減に関わる「運用管理体制」を作るための働きかけをしたかについて評価する。評価対象は、計画的・組織的な運用・維持・保全の管理体制、目標設定及び年間エネルギー消費量の目標値設定、これらの目標管理計画の実施などの対策が挙げられる。

住については、省エネ性能が優れた建物や設備であっても、住まい手の使い方次第では効果が得られないこともあるため、適切な住まい方や使用方法について、住まい手に説明されることを評価する。例えば、給湯器や空調設備などの建物に組み込まれた設備の取扱説明書が、すまい手に手渡されていることを評価する。これにより、すまい手は説明書をもとに適切なメンテナンスを行うことが可能となり、エネルギー消費効率など設備の性能を維持することができる。

■参考

住のレベル4： 集合住宅の取扱説明書に省エネルギーに関する住まい方が説明されている場合。あるいは、(一財)省エネルギーセンター発行の「かしこい住まい方ガイド」など、一般に公開されているパンフレットなどを利用した省エネルギーに関する住まい方が説明されていること。

※「かしこい住まい方ガイド」は下記ホームページから入手可能。

<http://www.eccj.or.jp/pamphlet/living/06/index.html>



住のレベル5： 採用した設備の動作原理や効果的な使い方まで踏み込み、個別の条件に合わせた適切な説明が行われていること。例えば、パッシブ的手法として通風の工夫を取り入れた場合、当該住戸における設計思想を解説し、効果的に通風を行うため、どんな時にどの開口を開放すればよいか、立地条件などに合わせた説明が行われていること。

LR2 資源・マテリアル

1. 水資源保護

1.1 節水

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	節水の仕組みなし
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	主要水栓に節水コマなどが取り付けられている。
レベル4	節水コマなどに加えて、省水型機器(例えば擬音、節水型便器など)などを用いている。
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

建築物の給水設備について、節水可能な仕組を装置されているかどうかについて評価する。
 ここで、「主要水栓」とは日常的に使用する水栓をさす。例えば、住宅の場合には厨房、浴室、便所などが該当する。節水効果にもよるが、概ね過半の水栓に取り付けられていることが必要である。

■参考；省水型機器の例

水栓類	①流出水量を調節することにより、節水を図る	節水コマ 定流量弁 泡沫水栓等
	②機器の操作を簡単にして無駄な流出を少なくし、節水効果を図る	自動水栓 定量水栓(自閉水栓)
節水型便器	①大便器 (目安として 6L/回程度とする。)	節水型器具 (給水経路、ボール形状、トラップ形状等の改善による、排泄物排出機能の保持と節水) 節水型フラッシュ弁 (連続操作防止機構、吐出量調整可能型)
	②小便器 (目安として 4L/回程度とする。)	人感センサー方式による使用に応じた洗浄 定時制御方式 (照明、ファンスイッチ連動や 24 時間タイマーとの組み合わせ使用)等
その他		擬音装置 等

1.2 雨水利用・雑排水等の利用

1.2.1 雨水利用システム導入の有無

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・木・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	雨水利用の仕組みなし。
レベル4	雨水利用をしている。
レベル5	雨水利用によって雨水利用率の20%以上を満たす。

□解 説

雨水利用の度合いをその仕組みの有無と利用率で評価する。

レベル5に用いる雨水利用率の計算は次式による。

$$\text{雨水利用率} = \frac{\text{雨水利用量 } \text{m}^3}{\text{上水利用量 } \text{m}^3 + \text{雨水利用量 } \text{m}^3 + \text{雑排水等利用量 } \text{m}^3}$$

ここで

$$\text{雑排水等利用量 } \text{m}^3 = \text{雑排水利用量 } \text{m}^3 + \text{汚水利用量 } \text{m}^3 + \text{工業用水等利用量 } \text{m}^3$$

式の分母は“水の総需要量”という見方で数式を設定している。又、計算は年間の値で行う。

地域によって、「再生水」又は「中水」が公共インフラとして整備され、これを利用する場合は工業用水等利用量に含める。

同様に、井水を利用している時は、雨水利用量に含めて考える。ただし、以下の場合は評価対象外とする。

①井水を熱源水のみに使用している場合

水熱源HPなどの熱原水としてのみ利用され、生活用水として使用されない場合は、生活用水の節減にはならないので、評価対象外とする。なお、熱利用後、生活用水として利用するならば評価対象として良い。

②災害対策井水

災害対策に限定されるため、日常の生活用水として使用されないため評価対象とはしない。

③井戸は所有しているが、井水を使用していない場合。

④地盤沈下の可能性のある地域や揚水量規制以上を汲み上げる可能性がある場合。

1.2.2 雑排水等利用システム導入の有無

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

! 適用条件
延べ面積2,000㎡未満の小規模建築は評価対象外とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・木
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	雑排水等を利用していない。
レベル4	雑排水等を利用している。
レベル5	2種類以上の雑排水等を利用している。

□解 説
CASBEE-建築(新築)では雑排水、汚水、工業用水等(以下雑排水等)の利用の度合いを、その導入の有無と数により評価する。2種類以上の雑排水等を利用している場合はレベル5と評価する。
また、地域によって、「再生水」又は「中水」が公共インフラとして整備され、これを利用している場合は工業用水等を利用しているものとする。

2. 非再生性資源の使用量削減

2.1 材料使用量の削減

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

! 適用条件

主要構造部が木造躯体の時は評価対象外とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 0 ポイント
レベル3	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 1 ポイント以上
レベル4	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 3 ポイント以上
レベル5	主要構造部が非木造躯体(RC 造/SRC 造/S 造)である場合で、評価する取組み表の評価ポイントの合計値が 5 ポイント以上

評価する取組み

ポイント	評価する対策
< 主要構造躯体のコンクリート基準強度 F_c 及び主筋鉄筋の基準強度 F > 単位: N/mm^2	
1 ポイント	$F_c=36$ 以上、かつ $F=390$ 以上
3 ポイント	$F_c=60$ 以上、かつ $F=490$ 以上
4 ポイント	$F_c=100$ 以上、かつ $F=590$ 以上
< 主要構造躯体の鉄骨の基準強度 F > 単位: N/mm^2	
1 ポイント	$F=325$ 以上 355 未満
3 ポイント	$F=355$ 以上 440 未満
4 ポイント	$F=440$ 以上
< 主要構造躯体におけるその他の対策 >	
1 ポイント	プレストレスコンクリートの使用 (部材断面を小さくする事で、使用材料の削減に寄与)
各 1 ポイント	その他これに準ずるもの

□解 説

強度が高い材料を使用することで、その材料使用量を削減出来ると判断し、RC造、S造、その他部材毎に対策を評価する。構造の分類が難しい状況も考えられるので、評価基準は一つにまとめた。なお、SRC造のように、複数の構造がある場合は、それぞれの構造毎に評価を行い、ポイントを合計し、評価する。

2種類以上の材料を使用している場合は重量比で過半を占めるもので評価する。
「CFT構造の採用」は鋼材使用量の削減性が明確ではないので評価対象外とする。

< その他これに準ずるものの例 >

- ・冷間成形角型鋼管におけるBCP使用
- ・鉄筋定着部の工夫により鉄筋使用量を削減 など

なお、複数の取組みがあった場合は、取組みの数だけポイントを加算する。

また、主に災害時の爆裂や崩壊防止を目的とし、建物のライフサイクル全体での材料使用量削減に寄与するものは評価対象から除く。

2.2 既存建築躯体等の継続使用

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

適用条件

仮設として建築躯体を再利用している部分は評価対象としない。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	既存の建築躯体を再利用していない。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	既存の建築躯体を再利用している。

解説

非木造建物の建築躯体(スケルトン)は、建物全体の重量比で9割程度、製造エネルギー比でも7割程度を一般に占める。従って、既存建物がある敷地で建築行為を行う場合、既存の建築躯体を再利用するか、その全てを除却して改めて新築をするかで、建築における資源生産性は著しく異なってくる。ここでは、資源生産性の観点にたつて、既存杭の再利用、建築外周壁の保存など建築躯体の再利用の度合いを評価するものである。

また、当該敷地あるいは当該敷地外で建物用途として使用していた躯体に供する部材の再利用および移築も、既存の建築躯体の再利用として評価する。

なお、既存の建築躯体の保有耐震性能や劣化状況を勘案するならば無条件に再利用できないことは当然であるが、そのような理由で既存の建築躯体を再利用しない場合は、Q(環境品質)項目で高いレベルを実現できると考えられることから、本項目では専ら既存の建築躯体の再利用の有無のみに着目し評価をする。なお、仮設として建築躯体を再利用している部分は評価対象としない。

2.3 躯体材料におけるリサイクル材の使用

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・木・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	構造耐力上主要な部分にリサイクル資材をひとつも用いていない。
レベル4	(該当するレベルなし)
レベル5	構造耐力上主要な部分にリサイクル資材を用いている

□解 説

本項目は躯体材料におけるリサイクル資材の使用状況を評価する。

評価対象は(公財)日本環境協会が認定している「エコマーク商品」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年5月制定)」で認定されている「特定調達品目」の内、躯体材料でリサイクル資材のものとする。なお、間伐材など持続可能な森林から産出された木材を使用したものは「2.5持続可能な森林から産出された木材」で評価する。

極端に少量の場合を除き、一部でも使用されていたら、使用されているものとする。

木造建築物の基礎にリサイクル資材を使用している場合も、構造耐力上主要な部分にリサイクル資材を使用しているものとする。

CASBEE-建築(新築)
2016年版評価マニュアル
追補版Ver.1
をご参照ください

リサイクル資材の例)

①グリーン調達品目(公共工事)

高炉スラグ骨材
フェロニッケルスラグ骨材
銅スラグ骨材
電気炉酸化スラグ骨材
高炉セメント
フライアッシュセメント
エコセメント
製材

②エコマークを取得した「木材などを使用したボード」(エコマーク商品類型111)

③エコマークを取得した「間伐材、再・未利用木材などを使用した製品」(エコマーク商品類型115)

なお、グリーン購入法の特定調達品目、及びエコマーク認定品の情報は随時更新されているので、下記のHP等を確認し評価を行うこと。

- ・グリーン購入法特定調達物品情報提供システム(環境省、※平成26年4月現在運用休止中)
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/>
- ・エコ商品ネット(グリーン購入ネットワーク)
<http://www.gpn.jp/econet/>
- ・エコマーク商品検索サイト(公益財団法人日本環境協会)
<http://www.ecomark.jp/search/search.php>

2.4 躯体材料以外におけるリサイクル材の使用

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	リサイクル資材を用いていない
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	リサイクル資材を 1 品目用いている
レベル4	リサイクル資材を 2 品目用いている
レベル5	リサイクル資材を 3 品目以上用いている

口 解 説

本項目は躯体材料以外におけるリサイクル資材の使用状況を評価する。
 評価対象は(公財)日本環境協会が認定している「エコマーク商品」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年5月制定)」で定められている「特定調達品目」の内、躯体材料以外に使用されるリサイクル資材のものとする。

評価方法

- ・リサイクル資材の品目の数で評価する。同じ品目に含まれる複数の材料を用いている場合には、材料の数によらず1品目としてカウントする。また、間伐材は「特定調達品目」として認められているが、「2.5 持続可能な森林から産出された木材」で評価されているので、本項目では評価しない。
- ・「エコマーク商品」と「特定調達品目」の両方に認定されている場合は、1品目とする。
- ・極端に少量の場合を除き、一部でも使用されていたら、使用されているものと判断する。
- ・グリーン購入法の特定調達品目、及びエコマーク認定品の情報は随時更新されているので、下記のHP等を確認し評価を行うこと。

グリーン購入法特定調達物品情報提供システム(環境省、※平成26年3月現在運用休止中)

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/gpl-db/>

エコ商品ネット(グリーン購入ネットワーク)

<http://www.gpn.jp/econet/>

エコマーク商品検索サイト(公益財団法人日本環境協会)

<http://www.ecomark.jp/search/search.php>

参考に、評価対象となるリサイクル資材の例と計算例を以下に示す。

リサイクル資材の例)

評価対象	品目名
グリーン購入法における 特定調達品目	建設汚泥再生処理土 土工用高炉水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材 地盤改良用製鋼スラグ 再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材 鉄鋼スラグブロック フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート) 陶磁器質タイル 製材 集成材 合板 単板積層材

CASBEE-建築(新築)
 2016年版評価マニュアル
 追補版Ver. 1
 をご参照ください

評価対象	品目名
	フローリング パーティクルボード 木質系セメント板 ビニル系床材
エコマークを取得したタイル・ブロック(商品類型109)	タイル ブロック れんが
エコマークを取得した木材などを使用したボード(エコマーク商品類型111)	ボード
エコマークを取得した間伐材、再・未利用材などを使用した製品(エコマーク商品類型115)	屋外用品(土木建築用品:小丸太) 屋外用品(土木建築用品:集成材) 屋外用品(土木建築用品:合板) 屋外用品(エクステリア) 屋内用品(床材) 屋内用品(壁材などの内装材) 屋内用品(ふすま枠) 屋内用品(ドア) 活性炭(調湿材) 土壌改良材
エコマークを取得した建築製品(内装工事関係用資材)(エコマーク商品類型123)	木質フローリング 障子・襖 障子紙・襖紙 ボード 畳 壁紙 断熱材 吸音材料・防音防振マット ビニル床材 階段滑り止め 点字鋸 フリーアクセスフロア アコーディオンドア
エコマークを取得した建築製品(外装、外構関係用資材)(エコマーク商品類型137)	ルーフィング 屋根材 外装材 プラスチックデッキ材 木材・プラスチック再生複合
エコマークを取得した建築製品(材料系の資材)(エコマーク商品類型138)	建築用石材 排水・通気用硬質ポリ塩化ビニル管 宅地ます

計算例) れんが(エコマーク商品類型109)に認定された商品Aと商品B、陶磁器質タイル(グリーン購入法の特定調達品目)に認定された商品Cを使用。
⇒れんが1品目、陶磁器質タイル1品目を使用しているとして、合計2品目なのでレベル4

2.5 持続可能な森林から産出された木材

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

! 適用条件

木材を使用していない時は評価対象外とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・木・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	持続可能な森林から産出された木材を使用していない。
レベル3	持続可能な森林から産出された木材を使用しているが、使用比率 10%未満。
レベル4	持続可能な森林から産出された木材の使用比率が 10%以上 50%未満。
レベル5	持続可能な森林から産出された木材の使用比率が 50%以上。

木材の使用比率は次式による。

$$\text{木材の使用比率} = \frac{\text{持続可能な森林から産出された木材の使用総量(体積)}\text{m}^3}{\text{建築物の木材使用総量(体積)}\text{m}^3}$$

□ 解 説

木材は本来、再生可能な材料であり、その活用度合いをあらわした項目である。ただし、熱帯雨林材や、乱伐されている森林から産出した木材は再生可能であるとは言い難い。そこで、持続可能な森林からの木材の使用度合いを評価する。評価の手順は①②の通りとする。

① 持続可能な森林から産出された木材の判断方法

持続可能な林業が行われている森林を原産地とする証明のある木材と間伐材を持続可能な森林から産出された木材として扱う。

また、針葉樹材は、通常は持続可能な森林で産出されている場合が多いので、針葉樹材も原則、持続可能な森林から産出された木材として扱う。ただし、明らかには持続可能な森林で産出されていないと、判断される針葉樹材については、持続可能な森林から産出された木材として扱わない。

なお、この定義に合致する木材を原料とする集成材、合板等の木質材料も「持続可能な森林から産出された木材」と考えてよい。また、型枠材は評価に含めない。

■ 持続可能な林業が行われている森林を原産地とする証明のある木材の確認方法

「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁、平成18年4月)における「1) 森林認証制度及びCoC認証制度を活用した証明方法」、「2) 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法」、「3) 個別企業等の独自の取組による証明方法」にしたがって確認する。(図8～10、出典：林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」平成18年4月)



図8 森林認証制度及びC o C 認証制度を活用した証明方法のイメージ

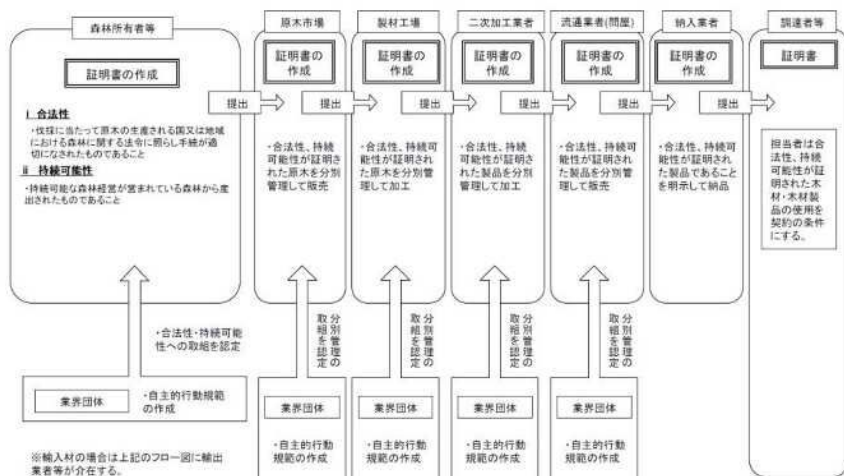


図9 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法のイメージ図

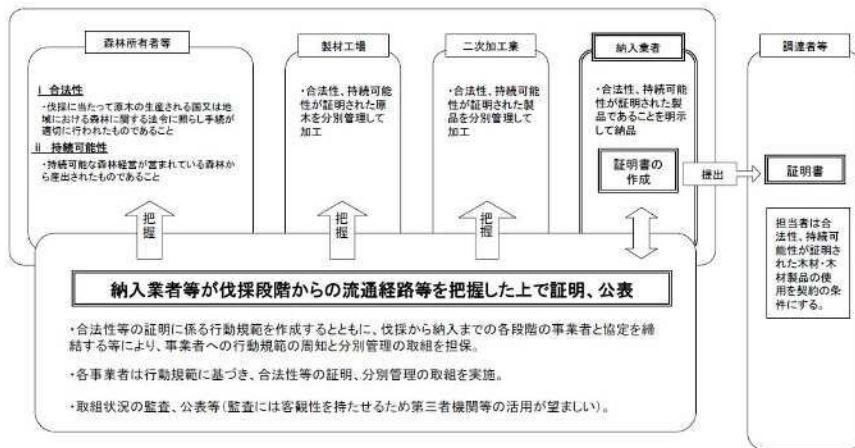


図10 個別企業の独自の取組みによる証明方法のイメージ図

② 木材の使用比率の計算方法

持続可能な森林から産出された木材の使用比率は以下のような手順で行う。

- 1 建物条件の把握
- 2 使用される木質材料を部位別・樹種別にリストアップ
- 3 使用される木質材料の使用数量を部位別・樹種別に拾い上げる
- 4 木材使用総量を算定
- 5 下式で表される持続可能な森林から産出された木材の使用比率を算出；

$$\frac{\text{持続可能な森林から産出された木材の使用総量(体積)}\text{m}^3}{\text{建築物の木材使用総量(体積)}\text{m}^3}$$

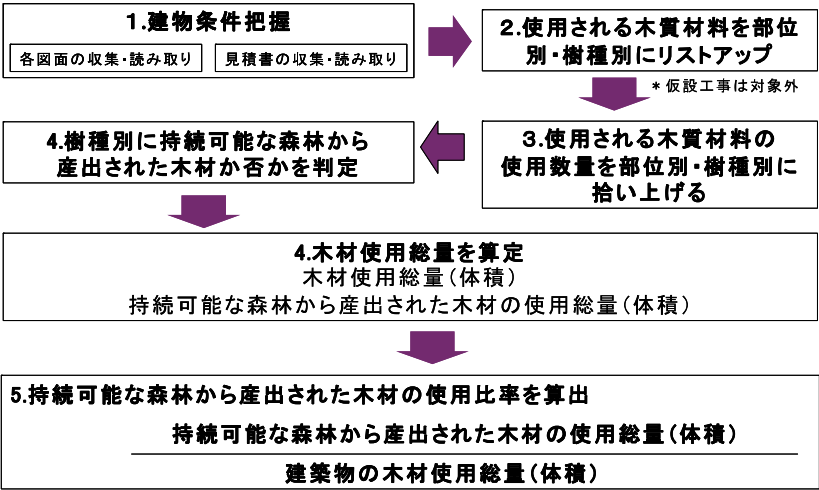


図11 木材の使用比率の計算方法

■文献 53)

2.6 部材の再利用可能性向上への取組み

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・木・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みをひとつも行っていない。
レベル4	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みを 1 ポイント実施している。
レベル5	解体時におけるリサイクルを促進する対策として、評価する取組みを 2 ポイント以上実施している。

ポイント	評価する取組み
1 ポイント	躯体と仕上げ材が容易に分別可能となっている
1 ポイント	内装材と設備が錯綜せず、解体・改修・更新の際に、容易にそれぞれを取り外すことができる。
1 ポイント	再利用できるユニット部材を用いている。
1 ポイント	構造部材あるいはそのユニットが容易に分解でき、再利用できる。

□解 説

「2.3躯体材料におけるリサイクル材の使用」と「2.4躯体材料以外におけるリサイクル材の使用」は、建物のライフサイクルの開始点である新築もしくは改修時点で建物にどれだけリサイクル資材が用いられているかの度合いを表している。一方、本項目では、建物のライフサイクルの終局点である解体廃棄時におけるリサイクルを促進する対策として、分別容易性などの取組みについて評価する。

「躯体と仕上げが容易に分別可能」とは、躯体と、下地も含めた内部仕上げ材との分別の容易性を評価している。このため、S造とセメント板や、RC造とカーテンウォールなどは評価対象とはならない。

以下に具体例を示す。このうち、分別が容易である例と比較的容易である例に示す対策と同等と考えられるものについては、評価対象とすることができる。

<分別が容易である例>

- ①躯体+ペンキ仕上
- ②躯体+軽鉄+仕上材（断熱はFP版を使用）

<分別が比較的容易な例>

- ③GL工法（断熱は吹付(ウレタンなど)を使用）

<分別が容易でない例>

- ④塗り壁
- ⑤モルタル+タイル

CASBEE-建築（新築）
2016年版評価マニュアル
追補版Ver. 1
をご参照ください

「内装材と設備が錯綜せず…」とは、SI(スケルトン・インフィル)など内装変更を前提とした場合のほか、GL工法など、配管・配線が躯体及び仕上材自体に打込まれていない場合を指す。反対に、躯体にモルタル+タイル・塗り壁の場合などの場合には、評価されない。

「再利用できるユニット部材」には、OAフロア、可動間仕切りなどがあある。

「再利用できる構造部材あるいはそのユニット」とは、構造部材あるいはそのユニット同士が、容易に分解され、再利用できるように意図して設計されている取組みを評価する。例として、鉄骨造の柱針接合部を全てボルト接合にした場合がある。

3. 汚染物質含有材料の使用回避

3.1 有害物質を含まない材料の使用

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	(該当するレベルなし)
レベル3	化学物質排出把握管理促進法の対象物質を含有しない建材種別がない。または確認していない。
レベル4	化学物質排出把握管理促進法の対象物質を含有しない建材種別が1つ以上～3つ以下ある。
レベル5	化学物質排出把握管理促進法の対象物質を含有しない建材種別が4つ以上ある。

分類	評価対象とする建材種別	分類	評価対象とする建材種別
接着剤	ビニル床タイル・シート用接着剤	塗料	建具塗装(木製・金属製)
	タイル用接着剤		木部塗装(巾木・廻り縁など)
	壁紙用接着剤		構造体の塗装
	フローリングボード用接着剤		壁塗装
シーリング材	サッシ用シーリング	錆止め	躯体
	ガラス用シーリング		躯体以外
	タイル目地シーリング	塗り床	塗り床材
	打ち継ぎ目地		床仕上げワックス
防水工事材料	防水工事のプライマー	防腐剤	木部の防腐剤
	塗膜防水の塗料		

□解 説

本項目では、室内空気質だけでなく広く環境影響を及ぼす可能性のある化学物質の使用削減を評価する。

建築を構成する材料は多種多様であり、それぞれには様々な種類の化学物質が含まれている。これらの化学物質は、シックハウス症候群、環境ホルモンによる内分泌攪乱などの健康影響を及ぼす可能性もある。この項目では、VOCに起因するシックハウス症候群を除いた様々な健康被害の懸念が極めて低い材料を「有害物質を含まない材料」として扱う。

対象物質は「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化学物質排出把握管理促進法)で定められた第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質であり、管理対象とすべき「第一種指定化学物質」の要件を以下のように定めている。

- ①当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、
- ②当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が①に該当するもの、
- ③当該物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの、
- のいずれかに該当し、かつ、
- ④その有する物理的・化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められるもの

■参考； 第一種指定化学物質・第二種指定化学物質の代表例

揮発性炭化水素	ベンゼン、トルエン、キシレン等
有機塩素系化合物	ダイオキシン類、トリクロロエチレン等
農薬	臭化メチル、フェニトロチオン、クロルピリホス等
金属化合物	鉛及びその化合物、有機スズ化合物
オゾン層破壊物質	CFC、HCFC 等

有害物質を含まない材料を使用している度合いを評価するにあたっては、化学物質排出把握管理促進法や、評価対象の建築の構成材にどのくらい含まれるのか、物質種類ごとにその総量を示す方法をとるのが論理的ではある。しかしながら、以下のような点を考えると実務上は現実的ではない。

- ① 上記の「第一種化学物質」だけでも、2011年8月時点で462種類が政令で指定されている。
- ② 建築構成材に関して含まれる要管理化学物質を記したSDS(Safety Data Sheet)が整備されていない。
- ③ 使用されている建築構成材の量を拾い上げるのには大きな手間がかかる。
むしろ、これらの化学物質が含まれている蓋然性が一定以上あると思われる材料用途について、化学物質排出把握管理促進法における管理対象とされている化学物質を含まない建材種別がいくつあるかを数え上げる方法をとることが実務的であると考えられる。

そこで、接着剤、シーリング材、防水工事材料、塗料、錆止め、塗り床、床仕上げ、防腐剤といった建材種別には、健康影響の懸念のある材料が使用されている蓋然性が一定以上あると考え、これらの建材種別に化学物質排出把握管理促進法で指定される化学物質を含まない建材種別の数をカウントすることによって、有害物質を含まない材料を使用している度合いを評価する。なお、接着剤においてはタイルカーペット等の床仕上げ材を含む。

評価の際には、SDSを用いることを原則とするが、実際には評価対象とすべきか判断が難しい場合も考えられる。その際は、メーカーに確認の上、判断すること。

■文献 54)

3.2 フロン・ハロンの回避

フロン・ハロンガスの大気中への放出により地球規模でのオゾン層の破壊が拡大していくことが懸念されている。建築分野では、かつては消火剤、発泡剤(断熱材等)、冷媒でフロン・ハロンガスが多用されてきた。日本では現在では法令などの規制により、オゾン層を著しく破壊する度合いが極めて低いフロン・ハロンガスのみが用いられているが、それらは地球温暖化への寄与度の高いガスだけに依然として留意が必要である。そこで、本項目では、従来フロン・ハロンが多用されてきた消火剤、発泡剤(断熱材等)、冷媒を対象に、ODP及びGWPの低い材料を使用している状況を評価する。

なお、ODP(Ozone Depleting Potential)とは、オゾン破壊係数を意味し、CFC-11の1kgあたりの総オゾン破壊量を1とした場合、各化学物質の1kgあたりの総オゾン破壊量が何倍になるのか、その相対比を表したものである。当然のことながら、オゾン破壊の懸念がない全くない場合は、ODPは0となる。

又、GWP(Global Warming Potential)とは、地球温暖化係数を意味し、二酸化炭素ガスの単位量あたりの温暖化効果を1とした場合、各化学物質単位量あたりの温暖化効果の相対比をあらわしたものである。

3.2.1 消火剤

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

! 適用条件

消火設備が全く無い場合やスプリンクラーのみの場合、ガス消火設備がない場合は対象外とする。また、消火器は対象外とする。

用 途	事・学・物・飲・会・病・木・工・住
レベル1	ODP 及び GWP が高いハロン消火剤を使用している(クリティカルユース含む)。
レベル2	ハロゲン化物消火剤を使用している。
レベル3	(該当するレベルなし)
レベル4	不活性ガス消火剤を使用している。または、ODP が 0 で GWP が 50 未満のものを使用している。
レベル5	(該当するレベルなし)

□ 解 説

消火剤をODP及びGWPの観点から評価する。なお、本項目は化学薬品としての消火剤を評価対象としているので、消火設備が全く無い場合やスプリンクラーのみの場合、ガス消火設備がない場合は評価対象外とする。

レベルの考え方は下記の通り。

レベル1: ODP及びGWPが高いもの。

レベル2: ODPが非常に低いGWPが高いもの。

レベル4: ODP=0でありGWPが非常に低いもの。

1994年よりハロン消火剤は原則として全廃された。しかしながら、現実的には公共安全のため用途上の制約からやむを得ず使用しなければならない場合(クリティカルユースと呼ばれる)があり、消防庁通知(消防予第87号、消防危第84号(平成17年4月28日))では、クリティカルユース用途(特定防火対象物、非特定防火対象物とも共通)として、ハロン消火剤の使用が認められているが、本項目では地球環境への影響を評価する観点から、クリティカルユースも含めてレベル1とした。

■参考； ハロン消火剤の使用が認められるクリティカルユース用途の例

使用用途の種類		用 途 例
通信機関係等	通信機械室等	通信機械室、無線機室、電話交換室、磁気ディスク室、電算機室、テレックス室、電話局切換室、通信機調整室、データプリント室
	放送室等	TV中継室、リモートセンター、スタジオ、照明制御室、音響機器室、調整室、モニター室、放送機材室
	制御室等	電力制御室、操作室、制御室、管制室、防災センター、動力計器室
	フィルム等保管庫	フィルム保管庫、調光室、中継台、VTR室、テープ室、映写室、テープ保管庫
	危険物施設の計器室等	危険物施設の計器室
歴史的遺産等	美術品展示室等	重要文化財、美術品保管庫、展覧室、展示室
その他	加工・作業室等	輪転機が存する印刷室
駐車場	駐車場等	自走式駐車場、機械式駐車場(防護区画内に人が乗り入れるものに限る。)

消防予第87号 消防危第84号 (平成17年4月28日)より抜粋

3.2.2 発泡剤(断熱材等)

事・学・物・飲・会・工・病・ホ・住

用 途	事・学・物・飲・会・病・ホ・工・住
レベル1	ODP=0.2 以上の発泡剤を用いた断熱材等を使用している。
レベル2	ODP=0.2 未満の発泡剤を用いた断熱材等を使用している。
レベル3	ODP=0.01 未満の発泡剤を用いた断熱材等を使用している。
レベル4	ODP=0.01 未満かつ、GWP が低い発泡剤(GWP(100 年値)が 50 未満)を用いた断熱材等を使用している。
レベル5	ODP=0 かつ GWP が低い発泡剤(GWP(100 年値)が 1 以下)を用いた断熱材等を使用している。あるいは発泡剤を用いた断熱材等を使用していない。

□解 説

発泡剤(断熱材等)をODP及びGWPの観点から評価する。

断熱材は、グラスウール、ロックウール、アスベストなどの鉱物繊維系、ポリウレタン、ポリスチレン、ポリエチレンなどの発泡プラスチック系、炭化コルク、セルローズファイバー、ウールなどの自然素材系に分類できる。これらのうち、フロン(CFC・HCFC)ガスが用いられてきたのは、参考1に示すような発泡プラスチック系断熱材である。

■参考1) プラスチック系発泡断熱材に使用された発泡剤種類

発泡断熱材種別	使用年代	発泡剤物質名	ODP	GWP (100年値)
ウレタンフォーム	1995年以前	CFC-11	1	4,750
	2000年代初頭	HCFC-141b	0.11	725
ウレタン変性イソシアヌレートフォーム	次世代	HFC-134a	0	1430
		HFC-245fa	0	560
		シクロペンタン C ₅ H ₁₀	0	3
スチレンオレフィンフォーム	1995年以前	CFC-12	1	10,900
	2000年代初頭	HCFC-142b	0.065	2,310
	次世代	HFC-134a	0	1,430
フェノールフォーム	1995年以前	CFC-113	0.8	6,130
	2000年以降	メチクロ(ジクロロメタン) CH ₂ Cl ₂	0	

既に国内では、ODPが極めて低い発泡剤を用いた断熱材しか流通していないことから、ODP=0~0.01未満の発泡剤を用いた断熱材を使用しているのはごく普通であり、これをレベル3の水準として設定した。ただ現時点で使用されている発泡ガスは必ずしもGWP(地球温暖化係数)は小さくないことから、ODP=0でかつGWPが極めて小さな値の断熱材を用いている場合をレベル5として設定した。参考2はさまざまな発泡ガスのODPとGWPを示したものである。

■参考2) 各種発泡ガスのODPとGWP

物質	大気寿命	ODP(CFC基準)	GWP(CO ₂ 基準)100年
CFC-11	50	1.0	4,750
CFC-12	120	1.0	10,900
CFC-113	85	0.8	6,130
CFC-114	300	1.0	10,000
CFC-115	1700	0.6	7,370
HCFC-22	13.3	0.055	1,810
HCFC-123	1.4	0.02~0.06	77
HCFC-124	5.9	0.022	609
HCFC-141b	9.4	0.11	725
HCFC-142b	19.5	0.065	2,310
HCFC-225ca	2.5	0.25	122
HCFC-225cb	2.6	0.033	595
HFC-23	264	0	14,800
HFC-32	5.6		675
HFC-125	32.6		3,500
HFC-134a	14.6		1,430
HFC-143a	48.3		4,470
HFC-152a	1.5		124
HFC-227ea	36.5		3,220
HFC-236fa	209		9,810
HFC-245ca	6.6		560
FC-14	50000	0	6500
FC-116	10000		9200
FC-218	2600		7000
FC-C318	3200		8700

上記の他、以下の資料等を参考にODP、GWPを確認する。

・環境省「平成20年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」第4部巻末資料、ページ139~141、平成21年8月 (<http://www.env.go.jp/earth/report/h21-02/full.pdf>)

3.2.3 冷媒

事・学・物・飲・会・工・病・木・住

! 適用条件

冷媒ガスを使用していない場合は、評価対象外とする。

用 途	事・学・物・飲・会・工・病・木・住
レベル1	(該当するレベルなし)
レベル2	HCFC の冷媒を使用している。
レベル3	ODP=0 の冷媒を使用している。
レベル4	自然冷媒・新冷凍システム(ODP=0)を使用しかつ GWP50 未満の冷媒を使用している。
レベル5	(該当するレベルなし)

□解 説

特定フロン冷媒はすべて除外し、代替フロンの採用を評価する。

レベルはいわゆる代替フロンの普及が進んでいることから、ODP=0の冷媒を使用していることをレベル3の水準として設定した。

レベル4の自然冷媒・新冷凍システムとは具体的には以下のようなものを指す。

- ① 自然冷媒とはアンモニア、プロパンやブタンなどの炭化水素及び二酸化炭素などを指す。
- ② 新冷凍システムとしては、水素吸蔵合金(MH合金)を利用した冷凍システム(MH冷凍システム)がある。
MH合金は、それ自体体積の1000倍体積の水素を吸蔵できる。その水素を吹蔵するとき発熱し、放出する時に吸熱するという性質で冷凍に利用する。